

大飯発電所3号機の高経年化対策に係る
原子炉施設保安規定の変更認可について

2021年11月24日
関西電力株式会社

当社は、原子炉等規制法に基づき、2021年12月18日に運転開始から30年を迎える大飯発電所3号機について、高経年化技術評価を実施するとともに長期施設管理方針を策定[※]し、2020年12月2日、高経年化対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請を原子力規制委員会へ行いました。

[2020年12月2日お知らせ済み]

当社は、本日、原子力規制委員会から、同申請について、認可をいただきました。

今後とも国内外の最新知見を積極的に取り込み、安全性・信頼性の向上に取り組んでまいります。

※ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に、原子炉の運転を開始した日以降30年を経過する日までに、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器および構造物について、経年劣化に関する技術的な評価（高経年化技術評価）を行い、この評価結果に基づき今後10年間に実施すべき原子炉施設についての施設管理に関する方針（長期施設管理方針）を策定し、保安規定に反映することが義務付けられている。

以上